－今号の目次－

* 「こども未来戦略」案が示される（内閣官房） 1
* 職業紹介事業者を利用する際の注意点とハローワークや福祉人材センターの活用について（厚生労働省職業安定局よりご案内） 4

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **「こども未来戦略」案が示される（内閣官房）**

令和5年12月11日、こども未来戦略会議（第8回）が開催され、「こども未来戦略」案が示されました。これは「こども未来戦略方針」の具体化に向けた検討を踏まえて示されたものです。

「こども未来戦略」案では、「加速化プラン」において実施する具体的な施策として、保育に関連して下記の内容が示されています。

職員配置基準の改善として、2024（令和6）年度から4・5歳児の配置基準を30対1から25対1への改善が行われます。加算措置が設けられるとともに、最低基準の改正が行われますが、経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとされました。

1歳児の職員配置基準については、2025（令和7）年度以降、保育人材の確保等に関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めるとされました。

そのほか、2025（令和7）年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026（令和8）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出することが示されています。

また、病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本単価分の引上げ等を、2024（令和6）年度から行うとされました。

|  |
| --- |
| **（２）幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～**〇　保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。〇　具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、1. 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。
2. 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

〇　また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。〇　くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。**（３）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充****～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～**〇　0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。〇　具体的には、2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。〇　2025年度からの制度化に向けて、2023年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。〇　病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本単価分の引上げ等を、2024年度から行う。 |

なお、財源については、同日午後に「支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（第2回）が開催され、「支援金制度等の具体的設計について（素案）」が提示されています。

「加速化プラン」の実現にあたって必要となる3兆円半ばの財源については、「歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、国民に実質的な負担が生じないこと」とされていました。

この「こども・子育て支援金制度」は、充当対象事業（こども誰でも通園制度や児童手当等）にかかる費用の拠出のため、医療保険者（後期高齢者医療広域連合を含む）が、被保険者等から保険料とあわせてこども・子育て支援金を徴収し、国に「こども・子育て支援納付金」として納付するとされています。

支援金制度は、2024（令和6）年度通常国会への法案提出に向けて引き続き検討するとされています。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

【こども未来戦略会議】

■ 内閣官房ホーム＞各種本部・会議等の活動情報＞こども未来戦略会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\_mirai/index.html

【支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会】

■ こども家庭庁ホーム＞会議等＞支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会

https://www.cfa.go.jp/councils/shienkin-daijinkonwakai/

* **職業紹介事業者を利用する際の注意点とハローワークや福祉人材センターの活用について（厚生労働省職業安定局よりご案内）**

職業紹介事業者を通じた保育士等採用の際に、求人者と職業紹介事業者の間で、紹介手数料や職業紹介の条件等についてトラブルが生じているケースがあることを踏まえて、厚生労働省職業安定局より職業紹介事業者を利用する際の注意点をまとめるとともに、無料の職業紹介を行うハローワーク・福祉人材センター等の利用を勧奨するリーフレットが作成されました。詳細は別添のリーフレットをご覧ください。

また、先日、厚生労働省職業安定局のホームページにおいて、医療・介護・保育分野の職業紹介手数料の平均値・分布等のデータが公表されております。

職業紹介事業者を選択する際の情報として、ご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/36163.html>

本件に関するお問い合わせについては、以下の連絡先まで直接ご照会ください。

（リーフレットに関すること、その他全般について）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課調整係

０３－５２５３－１１１１（内線５７４７）

（ホームページに掲載された職業紹介手数料等の情報について）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課職業紹介事業係

０３－５２５３－１１１１（内線５７４６）